

## 株式会社人事情報システムメンタルヘルス事業「メンタルヘルスサポートセンター」の基本方針

株式会社人事情報システムメンタルヘルス事業「メンタルヘルスサポートセンター」は、企業と契約を結び、企業に雇用され、企業内で業務に従事している労働者（正社員・パートタイマー・アルバイト・嘱託・派遣労働者等その雇用形態・身分・呼称を問わない）、人事労務管理担当者、上司、同僚及び労働者の家族に以下のサービスを提供する機関である。

- ① 株式会社人事情報システムメンタルヘルス事業「メンタルヘルスサポートセンター」が契約した企業における個々の労働者のメンタルヘルスに関する相談に対し、精神科医、心理相談員が電子メール・電話・面接による個々の労働者の心の健康に関する相談（心の問題に影響を及ぼす労務管理上の諸問題を含む）を受ける。
- ② 電子メール・電話・面接によるメンタルヘルスに関する相談の結果に基づき適切・迅速に医療機関等への紹介を行う。
- ③ 電子メール・電話・面接によるメンタルヘルスに関する相談の結果に基づき個人情報保護法を遵守した上で、労働者が所属する企業と適切・迅速な連携を図り、対処する。

### ■相談体制の質の確保■

株式会社人事情報システムメンタルヘルス事業「メンタルヘルスサポートセンター」は、全ての相談対応者が常に自己の研鑽にはげむとともに互いに情報の共有を図り、質の高い相談業務を提供する。

相談者に対しては、まず、産業精神保健に精通した精神科医による診断的面接を行い、適切な診断のもと、心理相談員による相談、企業への雇用条件・環境、作業環境の指導、必要に応じ精神科医療を提供すべく適切な治療機関を紹介することなどにより労働者のメンタルヘルスに寄与すべく最適な対処を行う。

### ■個人情報の保護■

株式会社人事情報システムメンタルヘルス事業「メンタルヘルスサポートセンター」は、相談者の個人情報の取り扱い・プライバシーの確保に最大限の注意をはらい「個人情報の保護に関する法律」に基づき別項に定める「個人情報保護に関する規定」を遵守する。

### ■事業者との連携■

株式会社人事情報システムメンタルヘルス事業「メンタルヘルスサポートセンター」は、契約企業と信頼関係の醸成に努めそれぞれの役割分担を明確にしてメンタルヘルスが高い効果を得られるように緊密に連携を行う。

## ■医療提供施設との連携■

相談を行った精神科医が医療的措置が必要と判断した場合には労働者、その家族とも協議の上医療機関へ迅速な紹介を行うものとする。株式会社人事情報システムメンタルヘルス事業「メンタルヘルスサポートセンター」は、医療的措置が必要な労働者を見逃さないため、初回の面接は原則として精神科医が行う。

## ■サービス内容■

### (1) 労働条件・組織体制・作業環境基礎調査

株式会社人事情報システムメンタルヘルス事業「メンタルヘルスサポートセンター」はメンタルヘルス導入に先立ち、必ず職場の労働条件・組織体制・作業環境基礎調査を実施する。企業成長の原動力は人材。その人材を効果的に活用できる人事体制となっているか、モラルは維持されているか、法的整備が果たされているか、適法性・適切性・最適性の観点から検討・把握する。

### (2) メンタルヘルス導入コンサルティング

メンタルヘルスが円滑に運営されるには経営者、役員、人事担当者、管理職、産業医等が緊密に連携を取る必要がある。自社に最適なメンタルヘルスの運営方法・組織体制について導入時に十分な打ち合わせ・協議を行う。

### (3) カウンセリング

メンタルヘルスではまず相談者の話を聞くことからすべて始まる。相談方法は3種類用意しており、最も利用しやすく相談しやすい相談形態を選択

▲電子メール相談	相談用メール	契約企業ごとに専用の相談メールを割り振って使用する。
	受付・対応	365日、24時間対応
	対応制限	1人・1事例の相談につきメール往復回数は10回までとする。
▲電話相談	対応時間	毎週 火・水・金曜日 13:00 ~ 18:00 予約があれば曜日・時間を問わず対応する。
	電話番号	契約企業ごとに専用フリーダイヤルを設置して使用する
	対応制限	1人・1事例の相談につき相談回数は5回までとする(時間無制限)
	▲面接相談	相談場所
	相談日時	相談日時はできる限り相談者の要望に沿うようにする。 面接時間は約1時間です。
	面接担当	初回の面接は原則として精神科医が行います。 2回目以降は相談内容から専門の相談担当者を決定する。
	対応制限	1人・1事例の相談につき相談回数は3回までとする。 電子メール相談、電話相談で対応制限を超えた相談者は面接相談に移行する。

■電子メール・電話相談であっても内容は全て精神科医に報告する。

■精神科医による面接の結果、医療上の措置が必要と判断された場合、適切な医療機関を紹介する。

#### (4) 復職支援（オプションサービス）

心の問題により休職する労働者数は増加し、労働者、家族にとって円滑な職場復帰は大きな課題となる。

また、職場にとっても適切な職場復帰の対策には苦慮することがあります。労働者の職場復帰を支援するプログラムを提供する。

#### (5) セクハラ・パワハラ防止・対応サポートサービス（オプションサービス）

経営者・従業員・関係者にいたるまで全社を上げてセクハラ・パワハラを認めない企業風土作りをめざし、万が一セクハラ・パワハラが発生したときには迅速・適切・公平に解決処理できる体制を構築しておくことが求められる。当社はセクハラ・パワハラ相談窓口サービス、セクハラ・パワハラ予防・防止サービス、セクハラ・パワハラ対応・解決サービスを提供する。

#### (6) メンタルヘルス研修（オプションサービス）

メンタルヘルスを効果的に運用し、メンタルヘルスに対する正しい理解・知識を持つために一般・管理職向けに様々な研修を行う。研修は基本的に年間4回程度行うが、必要に応じて臨時研修を行う場合もある。

#### (7) 組織コンサルティング（オプションサービス）

メンタルヘルス対策が効果的に機能するためには人事面から労働環境を整備することが不可欠。人財としての「人」を充分活用し、保有する能力を十分発揮してもらうために人事制度の見直し、構築を行う。

（コンサルティング例）

- 人事考課、業績評価、目標管理、職能資格、役職任期・定年制等の各種人事制度の設計・構築・導入、サポート
- 賃金・賞与・退職金制度の設計・構築・導入、サポート
- 労働時間、休憩、休日等の労働条件の設計
- 育児・介護休業制度の導入・設計
- 定年延長、再雇用制度の導入
- 契約社員、パートタイマー、アルバイト等の活用
- 採用・求人計画、面接実施

#### (8) リスクアセスメント導入支援（オプションサービス）

職場のストレスを増大させる要因の一つに安全と健康を脅かす危険・有害な作業があります。労働者の安全と健康を確保するために、「安全衛生水準を最大限に高めることができる方法」を組み込んだ安全衛生管理を行う必要がある。これを実現するための有力な方法の一つがリスクアセスメント。このリスクアセスメントの職場への導入を支援する。

#### (9) 労務トラブル防止・発生対応

労使を巡るトラブル件数は確実に増えており、大きなトラブルになる前に問題を解決しておくことが必要。「予防」・「解決」の両側面から検討・解決する。

(10) 就業規則・各種規定類作成 (オプションサービス)

社会的に求められるコンプライアンス (法令遵守)、トラブルを回避するリスクマネジメント (企業防衛) を根底に、個々の会社の実情にあった就業規則を作成する。

(11) 定期報告・定期会社訪問

メンタルヘルスサービスご利用の企業には定期的に相談の結果について件数、特徴、企業に存在する問題点等を取りまとめ、企業側の担当者と協議の場において報告・説明する。

- 四半期報告：四半期の電話・メール・面接相談の利用状況、傾向等について報告
- 年間報告：年間の電話・メール・面接相談の利用状況、傾向等について報告  
今後の運営方法・出現した課題についても協議・検討する
- 定期会社訪問：月1回は会社訪問をして担当者との打ち合わせをする。

(12) メンタルヘルス情報提供 労働法関連情報提供

毎月発行「メンタルヘルスサポートセンター」レポートを配布する

- メンタルヘルスに関する様々な情報
- 雇用情勢、統計情報      ■ 雇用に関する助成金情報
- 労働法規の改正情報      ■ 判例情報

【料金システム】

◆基本料金      年間      500,000 円 (企業の規模、従業員の数に関係なく一定額)

◆人数割り料金      労働者1人当たり月額      150 円  
(正社員、パートタイマー、アルバイト、嘱託、派遣社員等労働者の呼称・身分を問わず、企業内で雇用され、労働している労働者の人数をカウントする。)

## ■その他サービスの提供に関し重要な事項■

【相談対応者】 心理相談員 藤田良三



経歴

1981年3月 広島大学教育学部心理学科卒業

職歴

1981年4月～1997年3月 山口県警察本部科学捜査研究所心理担当

1997年4月～2009年3月 山口労務経営事務所

2004年9月～2006年8月 山口総合社会保険労務士法人

2006年9月～ 現在 株式会社人事情報システム

メンタルヘルス相談歴（2009年3月現在） 12年

資格 心理相談員 社会保険労務士 （社）中高年齢者雇用開発協会 PREPコンダクター  
（財）健康・生きがい開発財団 健康生きがいづくりアドバイザー

【関与する精神科医】 精神科医 根来桂子



経歴 1984年3月 山口大学医学部卒業

1984年5月 医師免許取得

精神科研修歴・職歴

1984年6月～1985年3月 山口大学附属病院精神科神経科

1985年4月～1987年3月 九州大学附属病院心療内科

1987年4月～1989年3月 山口よしき病院

1989年4月～1991年8月 山口大学附属病院精神科神経科

1991年9月～ 現在 山口よしき病院

精神科臨床経験（2009年3月現在） 24年9か月

在籍する医療機関 山口よしき病院 753-0811 山口市吉敷佐畑4-9-1

資格 医学博士 精神保健指定医 精神科専門医 日本老年精神医学会専門医・指導医

【顧問】 高田 晃(こうだあきら)



経歴 愛知学院大学心理学科卒業

山口県みほり学園(情緒障害児短期治療施設)カウンセラーを経て、現在は宇部  
フロンティア大学大学院 人間科学研究科臨床心理学専攻(修士課程)教授、  
同大学院附属臨床心理相談センター長(カウンセラー)

その他の活動

山口県臨床心理士会会長、NPO メンタルヘルス研究所常務理事、山口労災病院 治験審査委員・生命倫理委員  
平成7年からスクールカウンセラーとして活動。

臨床心理士(登録番号2175号) 日本心理臨床学会正会員 日本精神分析学会正会員

日本トラウマティック・ストレス学会正会員 中国四国心理学会正会員 日本遊戯療法学会正会員